

政令第二十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十九条第一項第三号、第九十五条、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に「、条例で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一 新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

五 法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域

六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域

第三条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合（法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がな

くなつた場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び他の都道府県の区域の全部を編入した」を「前条各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合においては、これと関係がある」を「同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた」を「第三条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条を第五条とする。

第六条の二第三項中「のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの」を削り、同条を第六条とする。

第六条の三を第六条の二とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条」を「第四条」に改める。

第五十九条の五の三第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「部隊等」の下に「（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう

。」「を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第五十九条の五の四第十五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二百二十七条の二第一項の表及び第二項の表中「一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

第三百三十二条の二第一項の表中「一の郡の区域又は一の市の区域若しくは」を「一の市の区域又は」に改める。

第三百三十二条の三第一項の表、第三百三十二条の三の二第一項の表及び第三百三十二条の四第一項の表中「一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

第三百三十二条の五第一項の表中「一の市の一部の区域」を「一の市の区域又はその一部の区域」に改め、同条第三項を削る。

第三百三十二条の九第一項中「郡」を削り、同項の表(三)の項を削り、同表(四)の項中「(一)から(三)まで」を「(一)及び(二)」に改め、同項を同表(三)の項とし、同表(五)の項中「(四)まで」を「(三)まで」に改め、同項を同表(四)の

項とし、同表(六)の項中「(五)まで」を「(四)まで」に改め、同項を同表(五)の項とし、同表(七)の項中「(六)まで」を「(五)まで」に改め、同項を同表(六)の項とする。

第四百四十一条の二第一項中「、第十五条第一項から第三項まで及び第五項」を削る。

第四百四十一条の三の見出し中「指定都市の区」を「指定都市」に改め、同条第一項中「、第五条から第六条の二まで」及び「、第三百三十二条の五」を削り、「第二百二十七条の二」を「第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）」に、「及び第三百三十二条の九」を「並びに第三百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定都市に対し第三百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）並びに第三百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

第四百十三條を次のように改める。

第四百十三條 削除

別表第二中「運輸安全委員会委員長及び委員」を  
「運輸安全委員会委員長及び委員  
原子力規制委員会委員長及び委員」  
に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行令第五十九条の五の三  
第一項、第五十九条の五の四第十五項及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第五十九条の五  
の三第一項、第五十九条の五の四第十五項、第二百二十七条の二第一項及び第二項、第三百三十二条の二第一  
項、第三百三十二条の三第一項、第三百三十二条の三の二第一項、第三百三十二条の四第一項、第三百三十二条の  
九第一項並びに別表第二の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後各都

道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される都道府県の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

2 新令第二百二十七条の二第一項及び第二項、第三百三十二条の二第一項、第三百三十二条の三第一項、第三百三十二条の三の二第一項、第三百三十二条の四第一項並びに第三百三十二条の九第一項の規定は、施行日以後その期日を告示される再選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された再選挙については、なお従前の例による。

(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条」を「第四条」に、「第五十六条第三項」を「第五十条第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十六条第三項」に改め、「同条第六項」の下に「及び同令第五十九条の三の三第四項」を加え、「」を削り、「選挙管理委員会」と、同条第三項」の下に「及び同令第四百四十五条」を加え、「、同令

第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」とを削る。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「郡市」を「選挙区」に改める。

## 理 由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県の議会の議員の任期中に市町村の区域の設定又は廃止があつた場合における都道府県の議会の議員の選挙区の特例等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。